

大阪市水道局告示第45号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月1日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
伊予銀行	大阪北支店	変 更 前	大阪府大阪市淀川区十三本町1 丁目15番5号	令和8年9 月7日
		変 更 後	大阪府大阪市淀川区北野1丁目 2番13号 明治安田生命十三ビ ル2階	

（水道局総務部経理課）